

森林審議会保全部会について

森林づくり推進課

1 保全部会設置の根拠及び運営規定

- (1) 森林法施行令（昭和 26 年 7 月 31 日政令第 276 号）第 7 条により部会設置が認められている。
- ア 部会に部会長を置き、部会長は森林審議会会長が指名する。
 - イ 部会所属の委員は、森林審議会会長が定める。
 - ウ 森林審議会が定めた事項は、部会の決議をもって本会議の決議とすることができる。
- (2) 森林法施行細則(昭和 35 年 4 月 18 日規則第 25 号)第 15 条の 2 により、森林の保全に関する事項を審議するための部会を設置することが定められている。
- ア 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - イ 部会は、委員定数の半数が出席しなければ開けない。
 - ウ 議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の時は、議長が決する。
 - エ 部会長は、会議のてん末を記録し、出席委員 2 名とともに署名する。

2 諮問事項と審議機関の考え方

審議機関	No	諮 問 事 項	根 拠 法 令	摘 要
本会議	①	地域森林計画の樹立	森林法第 6 条第 3 項	
	②	森林整備保全重点地域の指定	長野県ふるさとの森林づくり条例第 19 条第 3 項	
保全部会	③	10ha を超える林地開発行為の許可（1ha 以上は報告）	森林法第 10 条の 2 第 6 項及びこれに基づく県の要領	
	④	1ha 以上の保安林の解除（国・地方公共団体が行う事業に係るもの等を除く）	森林法第 26 条の 2 第 3 項及びこれに基づく国・県の要領	
	⑤	長野県防除実施基準(森林病虫害防除実施基準)の策定・変更及び高度公益機能森林・被害拡大防止森林の区域指定・変更	森林病虫害等防除法第 7 条の 3 第 3 項及び同法第 7 条の 5 第 2 項	

※ 保全部会は、諮問案件が生じた場合に、不定期で開催します。

諮問事項の内容により、必要に応じて保全部会による現地調査を実施します。

保安林制度について

森林づくり推進課

【保安林制度の意義】

保安林制度は、水源の涵養、災害の防備、生活環境の保全・形成、保健休養の場の提供、その他公共の目的を達成するために、特定の森林を保安林として指定し、その森林の保全とその森林における適切な施業を確保することによって森林のもつ保安機能を維持増進するための制度です。

【根拠法令】

森林法 第 25 条（指定）、第 26 条（解除）

【指定、解除の概要】

○ 法第 25 条（指定）

水源かん養機能などの目的を達成するため必要があるときは保安林に指定できる。

○ 法第 26 条第 1 項（解除）

大臣又は知事は、「指定理由が消滅したとき」は解除しなければならない。

「指定理由が消滅したとき」とは、次の各号のいずれかに該当するときとされている。

ア 受益の対象が消滅したとき

イ 自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林に復旧することが著しく困難と認められるとき

ウ 当該保安林の機能に代替える機能を果たすべき施設（代替施設）等が設置されたとき又はその設置が極めて確実とみとめられるとき

エ 森林施業を制限しなくても受益の対象を害する恐れがないと認められるとき

○ 法第 26 条第 2 項（解除） 【今回該当】

大臣又は知事は、「公益上の理由により必要が生じたとき」には解除できる。

「公益上の理由により必要が生じたとき」とは、森林を保安林として存続させ、森林の保全的機能その他を十分に発揮させるという公益上の必要性と、他の公益目的に供することの必要性を比較考慮した結果、保安林の指定を解除することが適当と認められる場合であり、具体的な判断は下記による。

ア 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）その他の法令により土地を収用し又は使用できることとされている事業のうち、国等（国、地方公共団体、地方公共団体の組合、独立行政法人、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。）が実施するもの。

イ 国等以外の者が実施する事業のうち、別表 3 に掲げる事業に該当するもの。

ウ ア又はイに準ずるもの。

【解除の要件】

保安林の転用に係る保安林の解除については、次の要件を備えなければならない。

1 用地事業等

保安林の転用の目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その他における公的な各種土地利用計画、当該転用の目的及びその性格等にかんがみ、その土地以外にほかに適地を求めることができないか、又は著しく困難なこと。

2 面積

保安林の転用に係る土地の面積が、当該転用の目的を実現する上で必要最小限のものであること。

3 実現の確実性

次の事項のすべてに該当し、申請に係る事業等を行うことが確実であること。

- (1) 事業等に関する計画の内容が具体的であり、当該計画どおり実施されることが確実であること。
- (2) 事業等を実施するものが当該保安林の土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (3) 事業者が事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地がある場合において、その土地を使用する権利を取得しているか、又は取得することが確実であること。
- (4) (2) 及び (3) の土地の利用、又は事業等について、法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか、又はなされることが確実であること。

4 代替施設の設置等

保安林の転用にあたっては、当該保安林の指定の目的の達成に支障のないよう代替施設の設置等の措置が講じられたか、又は、確実に講じられること